

市町村振興総合補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、分権型社会を迎え、住民に身近な自治体である市町村等においてできる限り地域の課題を総合的、主体的に解決できるよう、市町村等が行う市町村振興総合補助金の交付対象となる事業に要する経費について、当該市町村等に対し、予算の範囲内において市町村振興総合補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2 補助金の交付対象となる事業の経費、補助額及び補助限度額は、別表1のとおりとし、国庫支出金及び各種財団等からの助成金を財源とする事業については、対象外とする。

（間接補助事業）

第3 別表1に掲げるメニューのうち団体等が行う事業に対する補助金の交付は、原則として当該団体等の主たる所在地の市町村等の長の申請に基づき行うものとする。ただし、複数の団体等が共同で事業を実施する場合であって、それぞれの団体の主たる所在地が複数の市町村にまたがるときは、関係する市町村等の長が協議の上、申請者を決定し、その申請に基づき行うものとする。

（交付の申請）

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は地方振興事務所長（以下「所長」という。）が別に定める日とする。

（交付申請の添付書類）

第5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）市町村振興総合補助金申請事業総括表（別記様式第2号）
- （2）市町村振興総合補助金事業計画書（実施要領別記様式第2号）
- （3）市町村振興総合補助金事業計画書（附属資料）（実施要領別記様式第3号）

（交付の条件）

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更をする場合又は事業の一部を中止ないし廃止する場合においては、別記様式第3号により、所長の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあっては、この限りでない。
 - イ 補助金交付決定額の10%以上の減額を伴う変更
 - ロ 別表に掲げるメニュー（細目）ごとの補助対象経費の20%以上かつ20

万円以上の増減を伴う変更

ハ　補助対象事業の内容の重大な変更

- (2) 補助事業の全部を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により、所長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに、所長に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第7　規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

- 2　規則第12条第1項における補助事業等が完了したときとは、第4により申請したメニューの事業すべてが完了したときとする。

（実績報告の添付書類）

第8　規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 市町村振興総合補助金実績総括表（別記様式第6号）
- (2) 市町村振興総合補助金事業実績書（実施要領別記様式第2号）
- (3) 市町村振興総合補助金事業実績書（附属資料）（実施要領別記様式第3号）
- (4) 市町村振興総合補助金財産管理台帳（別記様式第8号）の写し

（補助金の交付方法）

第9　補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、所長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

（間接補助金の交付）

第10　間接補助事業として補助金の交付を受けた市町村長は、補助事業を行う団体等に対して、この要綱の各規定に準じて補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第11　規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が50万円以上のものとする。

- 2　規則第21条ただし書きの規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に耐用年数が定められているものにあっては、その耐用年数に相当する期間とし、その他のものにあっては別表2のとおりとする。
- 3　市町村等は、規則第21条の承認を受けようとするときは、別記様式第9号により所長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 4　所長は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた市町村等が当該承認に係る処分により収入があったと認めたとき

は、市町村等に対して、その収入に相当する額の全部または一部を県に納付させることができる。

(間接補助事業者の財産処分制限)

第12 市町村が、第11で定められた処分の制限を受ける期間に、間接補助事業者に対して財産処分を承認しようとする場合は、あらかじめ県の承認を受けてから承認を与えるなければならない。

(書類の備付け等)

第13 市町村等は、第11の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を別記様式第8号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月5日から施行し、平成19年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月7日から施行し、平成21年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適

用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した

場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(交付要綱)別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
1	消防・防災体制強化事業	消防施設等整備事業	市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合が行う、消防施設等の強化を図るための消防施設及び設備の整備に要する経費	実施要領別表2に定める基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額以内	<p>【上限額】 市町村 9,500千円 一部事務組合 20,000千円 ただし、平成15年4月1日以降に合併した市町については、20,000千円と合併前市町村数に9,500千円を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>【下限額】 500千円 ただし、実施要領別表2に下限額の定めがある場合は、その額とする。</p>
		備蓄体制整備事業	市町村が行う、災害用備蓄品の購入に直接要する経費。ただし、3分の1に相当する額を控除する。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	
2	消防団員確保等充実強化事業		市町村等が行う、消防団員確保・広報の充実強化並びに女性消防団員、学生消防団員及び機能別消防団員の活動促進を支援するための事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	実施要領別表2 2 補助対象経費(4)及び(5)の補助限度額は、200千円とする。
3	魅力ある地域づくり事業		市町村又は民間団体が行う、住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化を図るための事業に要する経費。ただし、国、県及び外郭団体による他の補助事業であって、適正な対応が可能な事業又は着手済みの事業を除く。また、過去に本事業により補助を受けた事業も除く。 ※民間団体はソフト事業のみ。	ハード事業にあっては、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内 ソフト事業にあっては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 参加費又は入場料等の特定財源が見込める場合、当該財源を控除した額に補助率を乗じて得た額以内	1事業につき、500千円（民間団体が行う事業については、地方振興事務所長が特に必要と認める場合は300千円）を下限とする。 民間団体は5,000千円を上限とする。 元利償還費が地方交付税で措置される地方債を財源に充当する事業に係る補助限度額は、補助対象経費から当該地方債を控除した額を上限とする。
4	学生を核とした地域づくり支援事業		市町村等が行う、学生を核とした地域課題解決に向けた(1)から(5)の取組に要する経費。 (1) 学生を対象とした「まちづくりコンテスト」等の企画提案を行う場合に要する経費 (2) 市町村が主体となり学生を地域に受け入れ、地域活性化等に関する取組を行う際に要する経費 (3) 市町村と大学等が連携し、学生を活用した地域振興施策を検討する際に要する経費 (4) 市町村が学生の地域での取組を支援する際に要する経費 (5) 学生から企画提案を受けた事業を施策として実行する際に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	(1) から (4) 合計下限500千円（1年度当たり） (ただし、地域課題解決に特に資する事業と認められる場合は、この限りではない。) (5) 下限1,000千円（提案1件当たり）

(交付要綱)別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
5 移住・定住・交流 推進支援事業	Aタイプ	人口減少が進む中で、活力ある地域社会を実現するために市町村又は市町村が補助する受入支援団体が行う、移住・定住を推進する事業及び関係人口の創出・拡大を推進する事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	300千円を下限とする。	
		人口減少が進む中で、活力ある地域社会を実現するために市町村又は市町村が補助する受入支援団体が行う、空き家を再生することにより県外からの移住・定住・交流を推進する事業に要する経費	1 要領別表2 1(1)及び(3)に定める事業 要領別表2 4(1)に定める基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内 2 要領別表2 1(2)に定める事業 (1) 市町村が実施する場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内 (2) 市町村が団体に対し、補助する場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内	要領別表2 1(2)に定める事業については、500千円を下限とし、2,000千円を上限とする。	
6 市町村交通安全対策推進事業	交通安全指導員設置 運営事業	市町村（仙台市を除く。）又は市町村が補助する団体が行う、交通安全を図るための交通安全指導員設置に要する経費	事業実施年度の4月1日における交通安全指導員現員の合計数に16千円を乗じて得た額以内		
	暴走族根絶・飲酒運転根絶・高齢者交通事故防止・自転車安全利用推進事業	別に要領に定める市町村又は団体が行う、暴走族根絶・飲酒運転根絶・高齢者交通事故防止・自転車安全利用を推進する事業に要する経費	1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体に対し、補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内		
7 公衆浴場安定確保 対策事業		市町村の補助により公衆浴場業者が行う、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条により知事の許可を受け、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金が統制されている公衆浴場の確保と経営の安定を図るための事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内	[風呂釜] 380千円 [ろ過器] 190千円 [温水器] 130千円 [太陽熱利用施設] 3,300千円 [重油（廃油）及びガス燃焼施設] 150千円 [給湯給水配管施設補修工事] 400千円 [浴室の3分の1以上のタイルの補修工事] 300千円	

(交付要綱)別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
8	ごみ減量化・再資源化促進事業		市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合が行う、ごみの減量化・再資源化及び再利用の促進を図るための事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	使用済小型電子機器等、プラスチック廃棄物及び食品廃棄物等に関する事業 2,000千円 それ以外の事業 1,000千円
9	少年補導センター運営事業		市町村が行う、青少年の非行を防止し、健全な育成を図るための、少年補導施設等(以下「少年補導センター」という。)の運営事業に要する経費		300千円
10	安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業		市町村又は市町村が補助する団体が設置・管理・運用を行う、安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置に要する経費	1 市町村が設置する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体に対して補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内	市町村が設置する場合は、1台あたり200千円以内とする。 ※ただし、1市町村当たりの補助総額が500千円未満の場合は、対象外。
11	市町村地域福祉おこし事業		市町村(仙台市を除く。)又は市町村が補助する団体が行う、地域福祉を推進するための、住民主体、住民参加又は地域の様々な主体の協働による事業に要する経費 ※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)に係る取扱い (1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。 ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。 (2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。	1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内	1市町村あたり 1,500千円以内

(交付要綱)別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
12	市町村健康づくり 推進事業		<p>市町村（仙台市を除く。）又は市町村が補助する団体が行う、以下のいずれかを含む(1)～(6)の健康づくり推進事業に要する経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体活動・運動の改善に関すること ・栄養・食生活の改善に関すること ・たばこ・受動喫煙の防止に関すること ・歯科口腔の健康に関すること ・休養・睡眠に関すること ・若年世代に対する健康診査分野 <p>(1)一般県民に対するセミナー、講座、教室等</p> <p>(2)健康づくりのための地域リーダー等の人材育成</p> <p>(3)健康づくりに関するイベントの実施及び普及啓発</p> <p>(4)若年世代に対する健康診査</p> <p>(5)妊娠期・乳幼児期の歯と口腔の健康づくりに関する事業</p> <p>(6)その他健康増進のために必要と認められる事業</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内</p>	市：250千円以上1,000千円以下とする。 町村：150千円以上600千円以下とする。
13	がん検診受診率向 上促進事業		市町村が行う、がん検診の未受診者の受診勧奨等受診率の向上を図るための取組に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	市：3,000千円 町村：2,000千円
14	アビアランス支援 事業		市町村が行う、がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るための医療用ウィッグ本体及び乳房補正具（左側・右側）の購入経費の助成に要する経費	補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内	1間接補助事業者あたり1品目につき1万円
15	障害児保育事業		市町村（仙台市を除く。）が行う、児童福祉の向上を図るための障害児保育事業に要する経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	
16	事業所内保育施設 助成事業		市町村（仙台市を除く。）が行う、事業所内保育施設を利用する4歳未満児の福祉の向上を図るための一定の事業所内保育施設に対する助成に要する経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	
17	低年齢児保育施設 助成事業		市町村（仙台市を除く。）が行う、認可外保育施設を利用する4歳未満児の保育を必要とする乳幼児の福祉の向上を図るための一定の認可外保育施設に対する助成に要する経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	

(交付要綱)別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
18	地域子育て支援センター事業		市町村（仙台市を除く。）又は市町村が適切と認める社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等が行う、小規模な地域子育て支援センターの運営に必要な経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	
19	重度身体障害者ケア付き住宅運営費補助事業		前年度から継続して本事業を実施する市町村が行う、重度身体障害者の生活の安定及び障害者の自立と社会参加の促進を図るための重度身体障害者ケア付き住宅運営事業に要する経費	補助対象経費から要領別表に規定する費用負担基準に基づいて利用者から徴収すべき金額その他の収入額を控除した額に4分の3を乗じて得た額以内	
20	在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業		市町村（仙台市を除く。）が行う、在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者の生活の安定と福祉の向上を図るための在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業に要する経費	市町村の受給者数に定額7,000円を乗じた金額	市町村の実助成額の10/10を上限とする。
21	知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業		市町村が行う、地域生活を希望する知的障害児（者）の自立の促進を図るための知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	
22	難聴児補聴器購入助成事業		市町村が行う、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器装用を図るための難聴児補聴器購入助成事業に要する経費	要領別表に定める基準額により算出した額と補助対象経費とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額以内であって、間接補助金の2分の1以内	
23	コミュニティサロン設置運営事業		市町村及び市町村が補助する非営利法人等が行う、回復途上にある在宅の精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図るためのコミュニティサロン設置運営事業に要する経費	1 市町村が実施する場合 要領別表に定める基準額により算出した額と、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除して得た額と比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体に対し補助する場合 上記1により算出した額と、市町村が補助する額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額以内	
24	市町村献血推進事業		市町村（仙台市を除く。）が行う、地域における献血の推進を図るための献血思想の普及事業並びに献血組織の育成強化に要する経費	要領別表に定める基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額以内	300千円

(交付要綱)別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
25	地域産業振興事業		<p>市町村又は別に要領に定める団体が行う、地域自らの発想や戦略で、地域の特性や個性を活かした地域産業の新たな展開を図るための本県の豊かな海・山・大地から育まれた農林水産物及びその加工品、観光資源等の地域資源を活用した地域産業振興事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請</p> <p>市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	<p>標準事業費：1,500千円</p> <p>（ただし、地域産業振興のために重点的に取り組むべき事業と地方振興事務所長（地域事務所長）が認める場合は、この限りではない。）</p>
26	商店街施設整備支援事業		<p>市町村が補助する商店街団体等が行う、地域住民の多様なニーズに対応できる暮らしの広場としての商店街づくりを通じて地域商業の振興を図るための商店街の共同施設を整備する事業及び商業基盤等施設の老朽化等に伴い集客力の低下が生じている商店街の魅力を高め集客力の向上を通じて地域商業の活性化を図るための商業基盤等施設の改修又は補修を行う事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請</p> <p>市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内	1間接補助事業者当たり300千円以上 10,000千円以内

(交付要綱)別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
27	みやぎ路観光地整備事業		市町村が行う、県内観光地の基盤整備促進を図るための観光地整備事業に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	1市町村あたり15,000千円以内 ただし、要領別表2の1(1)及び(3)に定める事業は2,500千円を、(2)及び(4)に定める事業は1,000千円を下限とする。
28	首都圏物産振興等支援事業		<p>市町村及び市町村が補助する団体等が行う、首都圏において開催する物産展示販売への参加、豊島区内商店街等主催イベント参加及び豊島区と連携して開催するイベント等に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請</p> <p>市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時ににおいて当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であつて、 間接補助金の2分の1以内</p>	
29	食育実践地域活動支援事業	食の体験学習の取組 (タイプA 地域食材等の知識習得)	<p>市町村又は市町村が補助する団体等が行う、食の正しい知識を習得し、食を選択する力の養成に資する食の体験学習の取組に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請</p> <p>市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時ににおいて当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内</p>	
		食の体験学習の取組 (タイプB 健全な食生活の実践)			
		食に関する正しい知識の普及	市町村が行う食の大切さや食の安全安心に関する知識の普及を目的として、住民や関係者等を対象とした研修会等の開催に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	

(交付要綱) 別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
30	みやぎの水田農業改革支援事業	共同利用機械・施設整備（転作作物）タイプ	<p>水田収益力強化ビジョンの実現に向け、市町村が補助する団体等が麦、大豆、飼料作物及び新規需要米等の効率的な生産を図るための条件整備に要する経費 ※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。 ただし、申請時ににおいて当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	<p>1 要領別表に定める「タイプ別採択要件」及び「共通採択要件」を満たしている事業実施主体については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内 2 上記1及び要領別表に定める「補助率上限変更のための追加要件」を満たしている事業実施主体については、補助対象経費に10分の4を乗じて得た額以内</p>	1事業実施主体当たりの補助金が500千円以上の事業を対象とする。
		共同利用機械整備（稻穀様転作）タイプ			
31	大規模水稻直播栽培団地育成事業		稲作及び農家経営の安定及び宮城米の安定生産の推進に当たり、5ha以上の水稻直播栽培（主食用）を対象とした、市町村、農業協同組合及び農業者等が行う水稻直播栽培の普及、定着化を図るために要する経費	10a当たり2千円以内	
32	都市と農山漁村の交流拡大事業		市町村が行う、都市と農山漁村地域の交流拡大及び関係人口の創出により、農山漁村地域の活性化を図るために事業に要する経費	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって、間接補助金の2分の1以内</p>	1事業実施主体当たりの補助金が500千円以上の事業を対象とする。
33	豊かなふる里保全整備事業		市町村又は土地改良区、農業協同組合、農業生産法人、共同施行者、N P O 法人、その他知事が適當と認める者が行う、農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かで魅力ある農村づくりに資するため、水田の有効利用や6次産業化、グリーンツーリズムの推進等、地域の多様なニーズに応じ、国庫補助事業を補完しながら実施する農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤整備及び調査計画に要する経費	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に10分の4を乗じて得た額以内 2 市町村が施行者に対し補助する場合 間接補助金である「補助対象経費に10分の4を乗じて得た額以内」に加えて、市町村が補助対象経費の20%以上を施行者に助成するもの。</p>	総事業費が1,500千円以上50,000千円未満なお、整備事業は1,500千円以上、調査計画は1,250千円以上であること。

(交付要綱) 別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
34	園芸特産重点強化整備事業		<p>農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部、農業法人、特定農業団体、その他市町村長が適当と認める団体等が行う、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」(令和3年3月策定)が掲げる基本方針及び振興方策に基づき、産地自ら定めた重点振興品目の維持発展を助長し、産地の構造改革を図る事業に要する経費 産地自ら策定した重点振興品目毎の具体的な戦略プラン（アクションプラン）の実現に向け、取組目標の達成を図るために必要な条件整備に要する経費 ※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い (1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。 ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。 (2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	<p>実施要領別表2 ・補助対象経費No.1～8 1事業実施主体当たりの補助金が500千円以上の事業を対象とする。 ・補助対象経費No.9 1事業実施主体当たりの補助金額の上限を500千円とする。</p>
35	遊休農地再生利用支援事業		<p>事業実施主体が行う、遊休農地の解消から有効活用へ繋がる再生利用作業及び多様な人材へのマッチングを行う取組に要する経費。また、これらの取組を通じ、農村の維持・地域活性化につなげ遊休農地の解消と農地集積を図るために要する経費 (地域活性化対策) 農地最適化利用計画（又は、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。））策定のための話し合いに要する経費及び多様な人材への情報発信に必要な経費 (農地の再生利用対策) 遊休農地の荒廃解消・再生のために行う再生作業、土壤改良、鳥獣害対策、作付及び放牧等に要する経費 ※いずれの事業も、農地最適化利用計画の策定は必須とする。ただし、本事業の取組内容が記載された地域計画を提出する場合は、農地最適化利用計画の一部を省略することができる。 ※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い (1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。 ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。 (2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	(1事業実施主体当たり) 補助対象経費に、2分の1を乗じて得た額以内	上限10,000千円（下限500千円）

(交付要綱) 別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
36	漁船乗組員救急救命推進事業		<p>市町村又は市町村が補助する団体が行う、洋上で操業している漁船において、船舶同士の衝突などの海難事故を防止し、漁船乗組員の安全を確保する体制を整備するため、又は適切な救命処置を迅速に行う体制を整備するため及び海難事故が発生した場合に迅速な救助活動に繋げる体制を整備するために要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請</p> <p>市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	<p>1 市町村が実施する場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内</p> <p>2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内</p>	
37	漁港改良助成事業		市町が行う、市町管理漁港の漁港施設及び漁港海岸保全施設の機能維持・充実を図るための施設の補修や改良等の整備に要する経費	<p>1 本土 工事費に100分の45を乗じて得た額以内</p> <p>2 离島 工事費に100分の63を乗じて得た額以内</p>	
38	山の幸振興総合対策事業		<p>市町村が適当と認める団体が行う、地域に存する特用林産物等「山の恵み」を生かした新たな地場特産品を生み出し、地域の特性を生かした販売方法の導入により確実な商品化を図り、生産収入を上げるとともに就労の場の確保に資するための山の幸振興総合対策事業に要する経費</p> <p>※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い</p> <p>(1) 交付の申請</p> <p>市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。</p> <p>ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還</p> <p>① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。</p> <p>② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。</p>	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	1事業主体当たりの補助対象事業費が300千円以上の事業を対象とする。
39	小規模林道事業		市町村が行う、林業経営や地域振興を図るための小規模な林道事業に要する経費	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内	

(交付要綱) 別表1

メニュー			補助対象経費	補助額 (千円未満切捨て)	補助金限度額
番号	区分	細目			
40	ふるさと緑の道整備事業		市町村が行う、県民が自然と親しみながら、健康で豊かな情操を育むため設定した「ふるさと緑の道」の維持管理を図るために要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	
41	みやぎ木と触れあう空間づくり支援事業		市町村が行う、多くの住民等が集う宮城県内の施設において、県産木材を利用した内装木質化や木製品等の導入に要する経費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内	内装木質化：上限2,000千円 木製品購入：上限1,000千円 下限 500千円（1市町村当たり）
42	宮城の松林健全化事業	伐倒駆除事業	伐倒駆除事業、樹幹注入事業、地上散布事業にあっては、市町村が行う、森林資源の保護育成を図るために民有林の森林病害虫等の防除事業に要する経費 生立木除去事業は、市町村または森林組合、公益法人、NPO法人、市町村が参画する協議会等が行う事業に要する経費 地上散布事業	伐倒駆除事業、樹幹注入事業、生立木除去事業、地上散布事業にあっては、査定事業量に、森林整備課が別に定める森林病害虫等防除事業の標準単価を乗じた額と実行経費を比較し、いずれか低い額に2分の1を乗じて得た額以内	
		樹幹注入事業			
		生立木除去事業			
		地上散布事業			
43	みやぎの豊かな森林づくり支援事業		森林所有者及び森林組合等が行う、多様な自然環境を生み出す豊かな森林づくりを推進するためのみやぎの豊かな森林づくり支援事業に要する経費 ※ 消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）に係る取扱い (1) 交付の申請 市町村等の長は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。 ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものにあっては、この限りでない。 (2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 ① 市町村等の長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに地方振興事務所長へ報告しなければならない。 ② 地方振興事務所長は、前項の報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。	標準単価に間接費率を乗じて得た標準事業費の2分の1以内	
44	市町村提案事業	通常枠	市町村又は市町村が補助する団体等が行う、市町村の独自の課題や住民ニーズを的確に反映した事業で、事業実施の枠組みや取組手法などに創意と工夫が認められる先進的・モデル的事業に要する経費	1 市町村が実施する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内 2 市町村が団体等に対し補助する場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であつて、間接補助金の2分の1以内	500千円以上15,000千円以内 なお、複数年度継続事業は単年度あたり500千円以上1,000千円以内であること。
		特別枠	年度途中に緊急的に必要となったものであり、かつ、他の国や県などの補助金の対象にならない事案であつて、地方創生に資する施策の実現に向けて必要な事業として、地方振興事務所長（地域事務所長）が認めるもの。		500千円以上2,000千円以内 なお、複数年度継続事業は単年度あたり500千円以上1,000千円以内であること。

[備考]

1 メニュー中、一部事務組合が対象となるメニューは、「1 消防・防災体制強化事業（消防施設等整備事業）」、「7 ごみ減量化・再資源化促進事業」のみである。

(交付要綱) 別表2

メニュー			処分制限期間
番号	区分	細目	
1	消防・防災体制強化事業	消防施設等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団施設・車両整備事業（消防団拠点施設等） <ul style="list-style-type: none"> ・R C(鉄筋コンクリート) 造・・・・・・・・・・・・・・・・ 38年 ・S (金属) 造 <ul style="list-style-type: none"> 骨格材の肉厚が4mmを超えるもの・・・・・・・・・・・・ 31年 〃 が3mmを超え、4mm以下のもの・・・・・・・・ 25年 〃 が3mm以下のもの・・・・・・・・・・・・ 19年 ・W(木)造・・・・・・・・・・・・・・・・ 17年 ○防火水槽・・・・・・・・・・・・ 50年 ○耐震性貯水槽・・・・・・・・・・・・ 50年
42	宮城の松林健全化事業		事業の完了年度の翌年度から起算して5年。ただし、伐倒駆除事業にあっては、その限りではない。
43	みやぎの豊かな森林づくり支援事業		事業の完了年度の翌年度から起算して5年